

第12回 輸入麦の政府売渡ルール検討会議事概要

日時：平成21年10月 2 日（金） 10:00～10:43

場所：農林水産省 本省 7 階講堂

開 会

（塩川食糧貿易課長） 予定の時間がまいりましたので、ただ今から「第12回 輸入麦の政府売渡ルール検討会」を開会いたします。皆様にはお忙しいところ、足下の悪い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

本日の検討会につきましては、公開で行っております。傍聴の方々も出席されております。これより皆様より頂きますご意見につきましては、議事録として取りまとめの上、公開させていただきますので、よろしくお願いします。

なお、冒頭のカメラ撮りにつきましては、ここまでとさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、これ以降の議事進行は、林座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 事

（林座長） 承知しました。委員の皆様、おはようございます。思い起こしますと昨年の11月から4月まで11回開催し、今回が第12回となります。少し時間を頂きましたが、事務局の方から穀物の輸入を行っている商社や原料を輸入している企業にヒアリングを行ってきました。また、このルール改正を行うのに非常に影響が大きいというふうに考えられます中小製粉企業の意見もお聞きになり、最終的に今日に取りまとめを行いたと思いますので、どうか円滑な議事の進行にご協力をお願いします。

それでは、早速ですがお手元に資料がございますけども、議事次第に従って進めて参りたいと思います。

まず、中間取りまとめ以降のヒアリングで出された意見等について事務局の方で整理してもらいましたので、また、資料1の「輸入業者、海外からの原料を輸入している業者などのヒアリング概要」、また、先ほども申しましたように全国の中小製粉企業の意見につきまして、この二つを最初に事務局の方から説明してもらいたと思います。

資料1 「輸入業者、海外からの原料を輸入している業者などのヒアリング概要」（塩川食糧貿易課長より説明）

(塩川食糧貿易課長) 次に、ヒアリング以外に、我々が地方の中小の製粉企業にいろいろご意見を伺わせていただきました。今日は資料は用意していませんが、その中で特出しできるようなものをいくつかお話ししたいと思います。一つは、価格転嫁が難しいので価格改定回数を増やすということはなかなか難しい。それからＳＢＳ方式の拡大につきましては、一定期間猶予期間が必要だという意見がありました。それから、ＳＢＳ方式ですが、今は２銘柄やっておりますが、これを拡大していくと地方の中小製粉が成り立たなくなる。中小の製粉企業は国内産麦をたくさん使っておられますので、国内産麦の生産にも影響があるといっておられました。それから、ＳＢＳ方式の拡大に進む前に、まず、麦政策全体のビジョンを示すべきではないかなど、ほかにもいろいろな意見があったんですが主な意見を紹介させていただきました。以上です。

(林座長) ありがとうございます。それでは第１回からのルール検討会の議論に加えて、只今、説明のありました「ヒアリング概要」及び「地方の中小製粉の方々から聴取した意見」をもとに総合的に判断して、輸入麦の政府売渡価格を国際相場の動向により迅速に反映させるため、どうルールを変えていくべきか、その案文を整理いたしましたので事務局の方に読み上げをお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。

資料２ 「輸入麦の政府売渡ルール検討会報告書（案）」（塩川食糧貿易課長より読み上げ）

(林座長) ありがとうございます。今、読み上げて頂きました報告書（案）を更に要約いたしますと、一番最後のページにもありますように、価格改定回数は、原則年３回ということですが、これまでも、年２回でやってまいりましたし、当面の、ここに書いてあるように、当面の間は年２回と。だから、ここは変えないと。変えるのはと申し上げますと、その下にありますように、算定期間を「直近８か月」から「直近６か月」間に短縮する。また、算定期間につきましても、概ね１か月程度の価格転嫁の準備期間を考慮して、価格改定する月を２か月前とする。

ここでも随分論議しました、ＳＢＳの拡大につきましては、先程事務局からご紹介頂きましたように、製粉企業だけではなく、２次加工メーカーや生産者を含む麦産業全体のあり方を変える可能性がありますので、現在、開催されております、食料・農業・農村基本計画の見直しを踏まえて、麦産業全体の将来ビジョンを検討する中で論議したいということでもあります。非常に慎重に対応しております。

それから、最後にご紹介頂きました、平成２２年以降、農林水産省の組織のあり方が見直されることになりました場合の、業務運営の見直しを検討するということになります。

これが骨子だと思いますが、算定期間をですね、価格改定月の２か月前にする。２か

月というのは短縮になりますので、短縮することによって国際相場をより迅速に反映することができるわけですが、これを、少し詳しく事務局の方から説明して頂きたいと思います。

(食糧貿易課長) ご説明します。これは中間取りまとめ以降ですね、ヒアリングを行った、あるいは、我々が地方に行っているいろいろな意見交換をしている中で、出てきたアイデアとか、ご意見でございます。国際相場の動向をより迅速に反映する観点から、今は、算定期間を遡る月を直近の3か月前ということにしておりますが、これを2か月前にしてみてもどうかということでございます。では、今はどうなっているかということ、入札が終わった後、翌月、だいたい1か月後ぐらいに、契約が終わります。その契約が終わった価格を買付価格として算定に使っています。これを、今後は、入札が終わったその段階の価格を買付価格として使ってしまうということで、その1か月のタイムラグを短縮することによって、現在と同様に製粉企業や二次加工メーカーの価格転嫁の準備に必要な1か月を確保しつつ、算定がより、算定月に近い月まで取れると、より迅速な反映ができるということになるのではないかと思います。技術的な話もありますが、そういう考えのもとでのものがございます。

(林座長) よろしいでしょうか。落札直後に、価格を決定することができますので必要な準備期間というのは、現在とそれほど変わらないことになります。

ここまで、事務局からご説明頂いた内容について、委員の皆様から、ご意見を頂きたいと思います。どうか、率直に忌憚のない意見をよろしくお願いします。どなたからでも結構でございます。

(大木委員) 正直言って本当にとっても、とても慎重に、慎重にヒアリングの意見をととても大事にして、それいい方法だなと思う方向を出していただいたと思うんですけど、一つだけチョットお尋ねしたいのですが、SBS方式の拡大する、この3年程度の準備期間を経てとなっておりますが、その前におおよその目安というものが何年ぐらいになるのでしょうか。3年間はわかったのですが、その前の段階はどうなるんだろうということが、ちょっと教えていただければと、その他の点では、とてもこの案で私は良かったなと思っております。

(食糧貿易課長) この資料の2ページの括弧2の「一方」以下のところでございますが、「食料・農業・農村基本計画の見直しを踏まえ、麦産業全体の将来ビジョンを検討し、結論を得られた後、3年程度の準備期間を経て実施すること」となっています。まず、食料・農業・農村基本計画は、今、食料・農業・農村政策審議会企画部会で、ご議論賜っている訳ですが、今の予定でいきますと、来年3月が、一つの目安になっているとな

っています。そうしますと、まずその中で、例えば麦産業についてですね、一つの項目として、食料・農業・農村基本計画に位置づけられて、その後に、今度は、麦政策全体のビジョンを検討すると、検討ですから半年というより、1年くらいかかるのかなというのが一つの目安かなと思っております。

その結論が得られたのちに、3年程度の準備期間を経てということで、やはり中小の製粉が多いので、猶予期間をおく、そのようなイメージで考えております。

(総合食料局長) ちょっと補足させていただきたいと思います。食料・農業・農村基本計画は5年ごとに改定するというので、1回目は12年、それから2回目は17年に改定しています。、したがって、今、課長が申し上げたように22年、来年3月を目途に改定ということで、別途議論している。問題は、この計画はまだこれから、詳細な内容を、その農業、農村国内外の状況を踏まえて、詰めていかないといけない。ここに柴田議員がいらっしゃいますが、やはり、ここ何年間、状況を見れば、もちろん、投機的資金、リーマンショックの議論もあるわけですが、そういうような投機的資金もありますが、やはり国際的な穀物食料さらに現物的資源も含めて、状況的に大きく変動してきている。それで、自給率等の議論もあるわけですが、やはり国内生産はきちんと確保しつつ、やはり一定の輸入、安定的にこれをどういうふうに確保するか、特に麦、ご承知の通り80数%がこれが輸入原材料でございます。原材料のそういった様なことを含めて、やはり麦そのものは直接お米とは違ひまして、私ども直ちに食べる、大麦みたいなわけにはいきません。やはり一端加工プロセス、製粉会社でありますとか、その先のパンとか麺とか、そういったいろんな意味での行程を経ていただく。そうしますと、こうした産業全体が、今言いました様に国際的に大きく変動する中でも、きちんと対応出来ているのが一番重要なのです。それは実は麦に限ったことではございませんで、麦以外の食料、大豆ですとか、それから、砂糖もそうですね。そういったような食品産業全体が、今のこのような大きな変動の中で、きちんと、どのように体質強化していくのか、というこの基本計画の大きな論点になると私ども思っております。

それに一定の食品産業全体の今後のあり方、そういったものをきちんとやはり位置づける、当然麦産業もです。食品産業という中の一業態です。しかも主要食糧を担っているわけでございます。食品産業全体に求められるような課題は、当然麦産業全体にもあり、これに麦産業自体の特殊性がございます。今申し上げましたように加工原材料とか、あるいは供給国が限られているし、日本はその中で一番いい麦を取ってきております、さまざまな特別なことがあります。そういったことを踏まえて、じゃあ、麦産業全体の体質強化をしていくのか。これはですね、やはり待ったなしになるだろうと。そういったものは産業全体の中で議論し、次に各業態の必要なものをやる。特に麦は、これまで議論いただいているので、当然のことながら、個別の業態として、きちんと考えていく必要がある大きな課題であります。それを今申し上げました過程の中で、来年度まで

の基本計画策定以降やっていきたいということであります。

(林座長) よろしいですか。次は加倉井委員。

(加倉井委員) 報告書はこれでよろしいかと思っております。基本的には終わったと思っております。最後のところに「備蓄を行う方向で検討していく必要がある。」と最後の最後に書いてありますが、これをちゃんとやっていただけるようお願いしたい、つまり、製粉企業にさせるということですから、ちゃんとやらないと。させるといっても「じゃどうやるのか」ということが出てきます。で、食料の安全保障というのは、自給率とかいろんな要素がありますが、もう、単純にいいますと、何を持っているのか、それで急場を凌げるか凌げないか、その後に農業がどうするかという話があるわけですが、雨が降ってきたのに傘がないから「いないや」ということがありますから。麦は基本的食料ですから、この備蓄ということはちゃんと考えていただかないと困ると思っております。

それから、コメントさせていただきます。

非常に技術的内容だったと思うのですよね。私ども、ここにいる委員達の肩書きや経歴とか見ますと、(私だけかもしれませんが) そういった技術的なものに必ずしも向いている人間ではなく、むしろ戦略的な思考とかに向いている人間が参加したと思うんです。したがって我々は大きな話をしたかった、ところが出てきた結果が非常に小さな技術的な話だったと、いうことになる。それでよろしいと言ってるわけですからいいんですが、そうなってしまったということはやっぱり考えなければいけない。これは、製粉業界との利害調整みたいな事が、たぶん大変だったのだらうと思うんです。その辺はありますが、私は基本的には、農業生産保護は先進国でも発展途上国でも、特に先進国で基本的にやられているのは事実ですが、製粉企業とかそういうものの保護とかは、これは各国違うんですよね。必ずしも全ての国がやっていることではないんですよね。韓国なんか、そんなにやっていませんしね。業界の利害を考えていただくのは、もちろん結構ですが、その程度は、やはりある程度、きちんと、その限界ないし、国の介入の程度をあるところまで制限する必要があるのではないかと私は思っております。

東京大学の西洋史の先生に聞いたことがあるんですが、製粉企業はミラーと言いますが、ミラーという言葉は、西洋史では、単に粉ひきという意味だけでなく、農業生産者から利益を奪いとる言いませんが、上前をはねるといいますか、そういうニュアンスの、昔の話ですから、今の現実ではないですから、昔はそういうニュアンスがあったと西洋史の先生から聞いたことがあります。ですから、今の日本のミラーにはそんなことはないと思いますが、そういうこともちゃんと考えていただいて、業界の保護をするなと言いませんが、その辺が限界はある程度あるだらうと、国民の利益、消費者の利益、その次に生産者の利益が、まず考えられるべきで、その次あたりにしていただきたいと

私は思っております。

ただ、今はですね、金融から始まった世界恐慌の中にありますし、日本の企業の中で、これ以上失業を増やしたくないし、企業を潰したくない気持ちもあります。今のひどい状態で企業が潰れることは困る。国費を投入して雇用を守ろうという時代に、企業を潰すことはやってはいけないと思っております。もう一度言いますが、業界の利害調整をやっても結構ですが、そのレベルはある程度考えていただかないと困ると、そのことだけを申し上げます。

(林座長) ありがとうございます。次に柴田委員。

(柴田委員) 私は、基本的に輸入麦の売渡価格のこの結論について賛成。ただ、もう一つ大きな今後の課題として、ますます、今回は具体的なところに踏み切れなかった訳ですが、まさに、世界の食料市場が全体が不安定化している中で、麦と米、主要な基幹食糧について、まさに安定供給が必要なわけで、国内を含めましても、海外においても安定供給を行っていく上で、ますます市場は価格、品質、それから調達面で、不安定化していく、このいうふうな状況ですから、麦については一つの手段として、私はやはりSBSは、業界の競争力を強める意味でも非常に重要だとは思っております。

ただ、この決定は、次の時にですね、食料・農業・農村基本計画の具体的なものが示される中で、また、検討されていくという事ですので、そこでの成果を期待したいなと思っております。以上です。

(三村委員) 今回の価格算定方式、改定ルールということにつきましては、調整した結果でございますので、私も、結構であると思います。ただ、今、何人かの先生がおっしゃったとおり、ここでせっかく討議した結果を今後どういうふうに活かしていくか。それからSBS方式というのは、今、緊急に導入するにはいろいろ、ある意味ではインパクトが大きすぎるとか、まだもう少し検討したいとか、あるいはもっといい方法があるかもしれないとかという話があったんだろうと思います。ただ基本的方向は、やはり関係企業の国際需給変化への対応力の強化という、このことがおそらく今回非常に重要なキーワードでありますので、そのことを前提としながら、これより後退させることがなくて、ここまできた以上、たとえ時間がかかったとしても、これから前に進んでいくということが、ここで一応皆さんが了解されたということが、私は結構だと思います。

それから、言葉づかいですけれども、「拡大していくことは必要である」ではなく、本当は「が」とした方がよかったかもしれない。むしろ、それくらいのメッセージ性があっても良かったかもしれないのですが、その点は慎重に言葉を選ばれたんだろうと思っています。

最後に、この下の方で業務運営の見直しを行う、つまりこれは、だんだんと国の役割、

国の機能、あるいは国の関与の仕方を、まず実質的に変えていけるところ、あるいはこれから改善していくべきところを少しずつ明確に進めていくということでございますので、この下にある①、②、③ということにつきましては、これはできるところから進めていきますということの方針を出していただくということであればよろしいのではないかと思います。

あの、今の文章は別にこれで結構ですので、ニュアンスがというだけでございます。

(林座長) それについては、委員の指摘を踏まえ、変えさせていただきたいと思います。

ひととおり委員の皆様方からご意見をお聞きしましたが、他には追加で何かございませんでしょうか。

12回の会議を重ねて結論はそう大きく変わらなかったとおっしゃられる方がおられるかもしれませんが、この検討結果はかなり重いものになったと思います。ルール検討会で検討された内容はここで消えてしまうものでなくて、必ずや次の食料・農業・農村基本計画において、ここで検討した内容は必ずや生きるものではないかと思っています。

事務局の方から、局長お願いします。

(高橋総合食料局長) 先ほどもありましたが、最初に、私は実はこの7月に総合食料局長を拝命させていただきましたものですので、先生方と直接ですね、委員の先生方と顔を合わせますのは今回が初めてでして、恐縮でございますけれども。実は、この今のSBS制度の導入にいたします食糧法の改正の際に食糧部長をやってまして、その際に加倉井委員にはいろいろお世話になりまして。そういった意味で現行のこの制度が目指してきたもの、それから、当初どのような制度の方向性の基に18年にスタート、掲げてきたというところまでは承知しております。

ただし、ご承知のとおりその後で、国際市況の変化の中で、これを今から振り返ってまいりますと、様々な場面、局面の問題点が、ちょうど麦制度の運用当初の段階から始まってしまったんだらうなということでございますので、私どもが当初想定していた事態以上のですね、大きな変動期に入った。

ただし、私どもが目指してる方向は、今回ご意見を頂きました、私も10何回かのご議論を拝聴させていただいておりますけれども、やはり次に向かって必要なことは、相当程度ご議論いただいたんだらうと。今、座長からもお話いただきましたとおりです。それから私が先ほど来申し上げさせていただきましたけれども、やはり今は、農業だけではなくて、食料を巡る大きな転換点だと、もう一度私どももきちんと認識をしなければならない。その時に、国内生産は国内生産として、当然のことながらどうやって強化していくのか、これは大事でございますけど、今、申し上げたように、やはりその相当程度の部分を海外からの供給に頼っている、しかも、別の場面では、単に海外からの需要者の立場だけで、国内の食品産業のあり方があってよいのだろうか、それはまた違うだ

ろうと。特にこういう需給が逼迫する過程において需要者の立場だけでですね、いることの脆弱性自身が国としても問題なのであろうと。そうすると、食品産業のあり方というものは、今もおっしゃいましたような、国内構造、あるいは海外の状況に対して、もちろん、いろんな業務ごとに差がありますけれども、次のステップどうやっていくのかということが大きな課題になっているというふうに認識しています。

それで、製粉は製粉としての、先ほど申し上げましたような、様々な特性とそれからその対応。もう一つ、実は、国内生産の需要者としての重要な部分もございますので、ここのかかわりもやはりきちんとしなければならない。そういったことと、今までご議論いただいたことを踏まえて、次のステップへ是非とも進んでいかなければならないというふうに思っておりますので、今日、ルールそのものにつきましてはご提言いただいたものをこの後大臣にご説明しまして指針としてまいりたいと思っておりますけれども、これまでの結果をさらにですね、私どもの共通の土台として、課題解決のための土台として、是非ともこれを生かしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(林座長) 課長の方からも何かありましたらお願いします。

(塩川食糧貿易課長) 備蓄の話につきましては、国が備蓄の見通しを立てて、それに従って製粉企業の方が備蓄をした場合には必要な助成ということを検討しています。そういうことを伝えながら安定供給がしっかりできるようにしていかなければいけないと思っています。

私も、第1回目からはいなかったのですが、今回いろいろと先生方のご意見を拝聴し、あるいはいろいろな業界のヒアリングをお聞きして、非常にいろいろな側面から検討しなければならないことを身につまされました。この検討会の報告にある麦産業ビジョンは、今まで頂いたいろいろなご意見を踏まえ、新しい体制で、そこから議論を始めていくことになろうかと思っています。

(林座長) 他にありますか。それでは委員の皆様からご賛同を頂きましたので、細かな語句の訂正は私、座長に一任させて頂くということで、この検討会報告書の案を取って報告することとしてよろしいでしょうか。それでは、後ほど局長にお渡しすることになっています。本当にどうもありがとうございました。それでは、農林水産省に置かれましては、この報告書を踏まえて、10月期の価格を決定していただきたいと思います。

最後に高橋局長から、ご挨拶いただきたいと思います。

(高橋総合食料局長) 改めまして、委員の皆様方には長い期間に渡りましてご議論いただき本当にありがとうございました。

この間、長い間、中断がございまして、課長の方からも申し上げましたとおり、非常に関係者が多く、それから加工プロセスが長いということもございます。そういったようなことでございましたので、実際にこれから円滑にですね、やはりこの改定というのが、混乱が生じないようにやっていくことを心がけなければならないということもございましたので、ちょっと丁寧なヒアリングとさせていただきます。また、この間、実は私どもの組織の変更ということがございます。これまで主要食糧業務につきましては、ある意味、国が直接オペレーションを行なう部分が多かったのでございますけれども、基本的に、ある意味、国はもちろん政策決定、責任を持つわけでございますが、現実のオペレーションそのものはより民間委託を進めていくということで、組織変更を含めた検証をこの4月以降、実は組織改正の変更に向けて行ってきた。その中で、備蓄問題等についても見直しをしていくというようなこと、当然、きちんとした形で行っていくということにさせていただくわけでございます。そういうことがございましたものですので、ちょっと長い間お時間を頂いたわけでございます。これまでも申し上げましたように、これまで頂きましたご議論、この積み重ねの上で次の段階に私ども進んでまいりたいと思っております。本当にこれまでの皆様方の真摯な議論に対しまして深く敬意を表しますとともに、引き続きまた、様々な場面で、お世話になろうかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げさせていただきます。私の挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

(林座長) 局長、どうもありがとうございました。私、座長として一言挨拶させていただきます。

本日、このように無事、報告書を取りまとめることができましたのは、委員の皆様のおかげだと思っております。本当にありがとうございました。先ほど申し上げましたとおり、私たちの12回の論議は決して話ただけで終わることはないと確信しております。ヒアリングで、あるいはご意見をお聞きする中でですね、製粉業界、二次加工メーカーあるいは生産者、そしてさらに日本国民全体に対して安定的に食料供給するための検討を行うことができました。例えばSBSの拡大は、必ず将来のためになるであろうと私は確信しています。ただ、この場合に重要なことは、拙速で混乱させるということだけは絶対あってはならないということです。

昨年の11月から1年間、どうもありがとうございました。

(塩川食糧貿易課長) 林座長、委員の皆様、どうもありがとうございました。10月期の政府売渡価格につきましては、本日の検討会の報告書も踏まえまして、後日、発表させていただきたいと考えております。本日はご議論、どうもありがとうございました。以上を持ちまして閉会とさせていただきます。

(以上)

